

【NSW 州】フェアフィールド市から市外への通勤は72時間毎、他のシドニー大都市圏から50km 以上の圏外への通勤は7日毎のコロナ検査が義務化(7月14日(水)以降)

【ポイント】

- 7月14日(水)以降、フェアフィールド市(LGA)在住者及び滞在者が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。検査結果が判明する前でも通勤することは認められます。
- シドニー大都市圏(Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域を含む)の在住者及び滞在者が50km 以上の圏外に通勤する場合には、7日毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。検査結果が判明する前でも通勤することは認められます。

【本文】

1 NSW 州政府はシドニー大都市圏、特にフェアフィールド市(LGA)での新型コロナウイルス感染拡大を危機的に捉えており、規制を強化しています。

2 7月14日(水)0時1分以降、フェアフィールド市(LGA)在住者及び滞在者が市外に通勤する場合には、72時間毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。勤務先や警察官から検査を受けた証拠を求められた際には、過去72時間以内に検査を受けたことを証明するメールや SMS 等を提示する必要があります。検査結果が判明する前でも通勤することは認められますが、その後に検査結果が陽性と判明した場合には、陽性者に対する規則に従う必要があります。

3 同日同時刻以降、シドニー大都市圏(Blue mountains 地域、Central Coast 地域、Wollongong 地域及び Shellharbour 地域を含む)の在住者及び滞在者が同地域から50km 以上の圏外に通勤する場合は、圏外に移動する直前の7日間のうちに検査を受け、その後も7日毎に新型コロナウイルス検査を受ける必要があります。検査結果が判明する前でも通勤することは認められますが、その後に検査結果が陽性と判明した場合には、陽性者に対する規則に従う必要があります。

4 上記規制に関する詳細は NSW 州ウェブサイトでご確認ください。不明な点がある場合には、NSW 州保健省に電話(1800 943553)でご確認ください。

○NSW 州政府ウェブサイト

(7月14日以降の新型コロナウイルス検査に係る規制)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19/rules/greater-sydney-workers>

(州の新型コロナウイルス情報)

<https://www.nsw.gov.au/covid-19>

【在シドニー日本国総領事館】

Consulate-General of Japan in Sydney

Level 12、1 O'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話(61-2)9250-1000

Fax(61-2)9252-6600

Web: https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールは在留届、たびレジ、総領事館メールマガジン配信登録／読者登録に登録されたメールアドレスに配信されております。

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下のURL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>